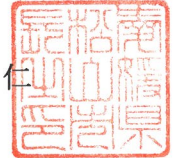


産業廃棄物処分量許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野 志 克 仁



許 可 の 年 月 日 令和 3年 8月24日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8年 8月23日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

中間処分(造粒固化)

(産業廃棄物の種類)

(造粒固化)汚泥(無機性汚泥に限る。) 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設(移動式) (型式) コマツ BZ210-3

(駐機場所) 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460-18

(設置年月日) 令和 7年 5月19日

(処理する廃棄物の種類) 汚泥(無機性汚泥に限る。)

(処理能力) 汚泥: 150m³/h (1, 200m³/日)

(2) 造粒固化施設(移動式) (型式) コマツ BZ210-3

(駐機場所) 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460-18

(設置年月日) 平成31年 2月26日

(処理する廃棄物の種類) 汚泥(無機性汚泥に限る。)

(処理能力) 汚泥: 150m³/h (1, 200m³/日)

3. 許可の条件

(1) 処理施設の稼働場所は、排出現場内に限る。

(2) 生活環境の保全上支障が生ずる場所では使用しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

○ 当 初 許 可

令和 3年 8月24日

○ 変 更 届 出((1)造粒固化施設の更新(旧:コマツ BZ210-3))

令和 7年 5月30日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無